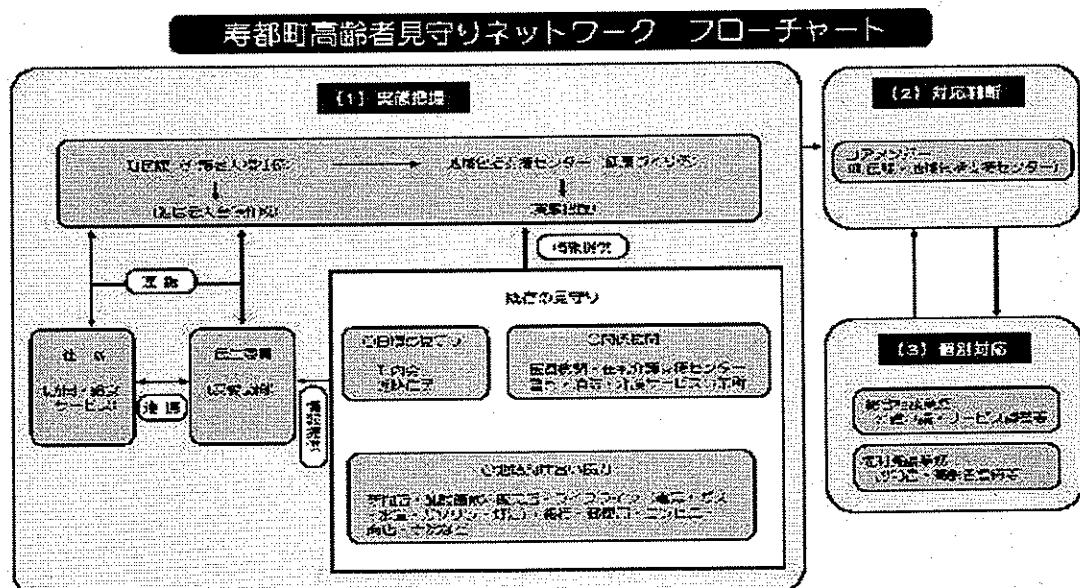


市町村名	寿都町（後志総合振興局）	担当課名	町民課
人口（H22.10.1現在）A	3,450人	うち65歳以上B	1,239人割合B/A
35.9%			
事業名	寿都町高齢者見守りネットワーク (開始年度 平成22年度)		
事業内容	既存の地域的な見守り体制の拡充を図り、商店、ライフライン（電気・ガス・水道）、コンビニ、寺院、新聞販売店などに協力を求め、民生委員、町内会を中心としたネットワークを構築して、異変の早期発見・早期判断・早期対応ができるようにし、高齢者の安全・安心を図る。		
事業実施者	市町村、社会福祉協議会		

安全・安心なお年寄りのひとり暮らしのために 寿都町高齢者見守りネットワーク

寺都町では、高齢化率（35歳以上）が3.6%を越えており高齢化が進行していますが、さらには核家族化等によりひとり暮らしの高齢者が増加している状況にあります。その人々の生活を支えるために、これまでに緊急通報システムの構築や訪問サービス、給食サービスなどの在宅福祉サービス事業を行ってきました。また、医生委員による友愛訪問、保健師の戸別訪問、そして各町内会において見守りや届け出などごく当たり前にあります。

しかしながら、依然として孤立する高齢者の増加や孤独死などが全局的に問題となってあります。そこで、さらなる高齢者の安全・安心の確保と孤独死の防止を図るため、高齢者の見守りと助け合いのネットワーク体制を構築し、異変の早期発見・早期判断・早期対応ができるよう積極的に取り組んでいくこととしました。



今まで以上に民生委員や町内会など各関係機関との連携を強化するとともに、さらに新聞店や電気・ガス・石油・水道などのライノライン事業者、商店、寺院などにも協力を呼びかけることになります。

地域全体で支えあう「高齢になってしまっても、ひとり暮らしになってしまっても安心して暮らし続りられるまちづくり」を目指して、高齢者の見守りや異変に気づいたときの連絡及び情報提供についてみなさまのご協力をお願いします。

ひとり暮らしのお年寄りの異変に気づいたら……

当地区の民生委員または町区課介護老人福祉係（62-2513）に連絡願います。

寿都町高齢者見守りネットワークについて

【背景と目的】

本町は、過疎化及び高齢化に伴い、全人口は平成22年2月28日現在で3,512名、65歳以上の方は1,264名、高齢化率が36.0%となっており10年前と比較すると全人口で624人が減少、高齢化率は6.6ポイント上昇しており、高齢化が進行しております。

また、独り暮らしの高齢者の方は、核家族化等により増加し、237名（※入院等を除く平成22年2月28日現在）となっており（65歳以上の方1,264名に対し18.8%）、その方々の生活支援として、緊急通報システムや訪問サービス・給食サービスなど在宅福祉サービス事業や民生委員の友愛訪問、保健師の戸別訪問、各町内会の見守りや声かけなどの取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、社会的背景として、近隣関係を持たがらない、外に出たがらない高齢者の方や、「向こう三軒両隣」の関係においても、その方々の高齢化・希薄化などにより、地域から「孤立」する高齢者が微増しつつあり、また、全国的に問題となっている「孤独死」を防止するため、高齢者の見守り、助け合いのネットワーク体制を構築し、異変の早期発見、早期判断、早期対応ができる仕組みづくりを、民生委員、地域包括支援センター、町内会及び関係機関や地域全体の相互協力により支えあうことで「高齢・一人暮らしになつても安心して暮らし続ける町」を目指すものです。

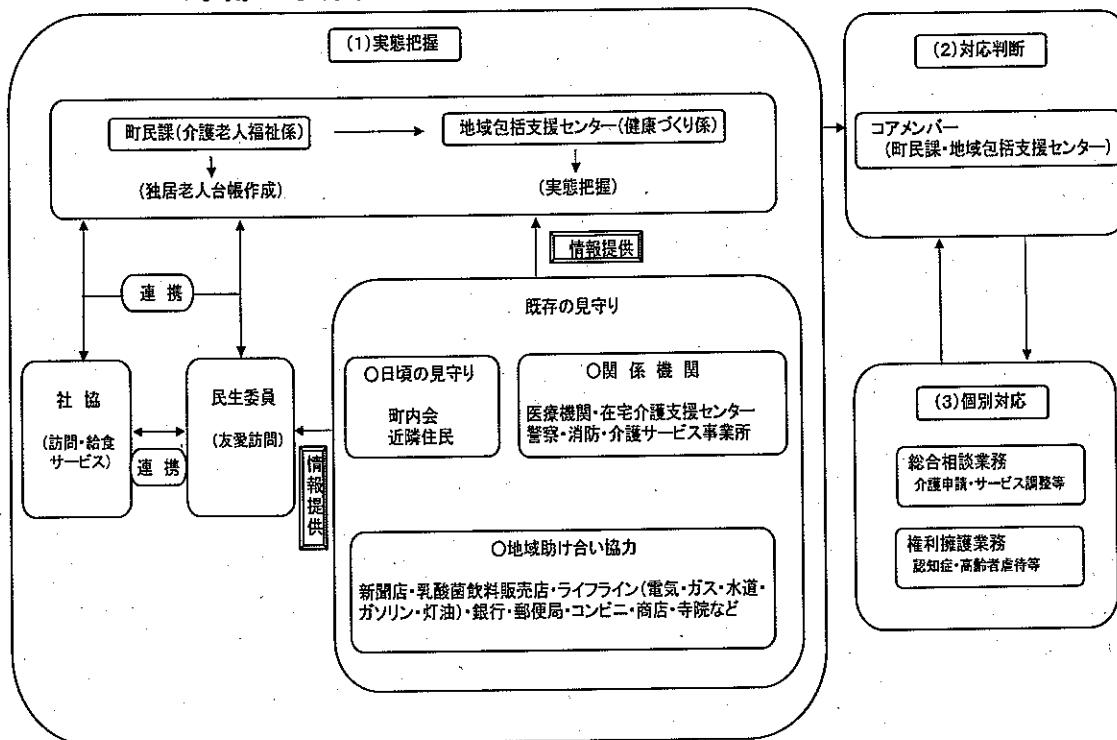
【フローチャート】

※ 地域全体で支えあうため、本ネットワークを構築し、関係機関の連携を強化します。

また、新聞・乳酸菌飲料販売店、ライフライン（電気・ガス・水道・ガソリン・灯油）、銀行、郵便局、コンビニ、商店、薬局、寺院などに対し、高齢者の状況把握や異変の際の連絡について、協力を求めます。

【別 紙】

寿都町高齢者見守りネットワーク フローチャート



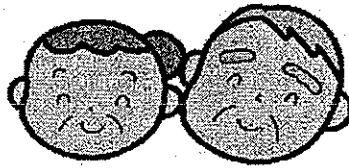
※ 地域全体で支えあうため、本ネットワークを構築し、関係機関の連携を強化します。
また、新聞・乳酸菌飲料販売店、ライフライン（電気・ガス・水道・ガソリン・灯油）、銀行、郵便局、コンビニ、商店、薬局、寺院などに対し、高齢者の状況把握や異変の際の連絡について、協力を求めます。

市町村名	福島町（渡島総合振興局）	担当課名	町民課
人口 (H22.10.1現在) A	5,216人	うち65歳以上 B	1,912人 割合 B/A 36.7%
事業名	安心生活創造事業		
事業内容	一人暮らし高齢者等の見守り、買物支援等を行う。		
事業実施者	市町村		

地域福祉推進市町村

安心生活創造事業

近年、少子高齢化の急速な進行や核家族化の進行、コミュニティ意識の希薄化などの影響により、家族のサポートが困難な高齢者、障がい者の一人暮らし世帯等が増加しています。



福島町では国の地域福祉推進市町村の指定を受け、これらの世帯がそれぞれの地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、モデル事業として「安心生活創造事業」による「見守り等」を推進します。

いわゆる「見守り」とは……



安否確認、変化の察知など

「早期発見」による「早期対処」

犯罪被害などを予防する

「危機管理」

生活に必要な情報提供や助言を提供する

「情報支援」



孤独感を軽減したり安心感を与える

「不安解消」

これらのいわゆる「見守り」と「買物支援」などの支援を基盤とし、福島町に合った具体的な支援の方策を検討します。

福 島 町

高齢者・障がい者の一人暮らしを支えます



福島町においても高齢者の一人暮らし世帯が増加しており、こうした家族のサポートが期待できない一人暮らし世帯等に対し、地域全体で支援することが必要となります。

町では社会福祉協議会と連携し、新たな見守りの仕組みづくりを進めています。また、これらをサポートしてくれる人材の確保を図るため、介護・生活支援センター養成講習を実施しております。

住民による地域福祉活動 (地域福祉活性化事業)



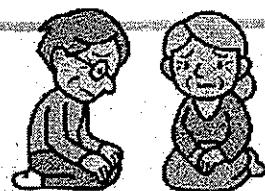
地域の新たな見守り体制 (安心生活創造事業)



地域に募集するほか、
生活(介護)サポーター
養成研修終了者など
から確保します。

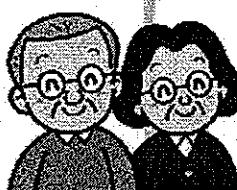
対象となるのは
こんな方です

- ① 高齢者で単身世帯の方
- ② 高齢者夫婦世帯の方
- ③ 障害を持つ単身世帯の方



上記の方で町内に家族等、支援できる人がいない方が
対象となります。(登録制)

どのような支援が
受けられる?



- ① 電話での日常生活その他に関する相談
- ② 困難としている電球の取り替え、棚から重い物
を上げ下ろしするなど軽作業
- ③ 一時的に体調が悪くなったときの家事や買い物
- ④ 屋根からの落雪で玄関や窓が埋まってしまった
という時の除雪
(従来社協が各町内会に依頼している除雪サービス)
- ⑤ 緊急時の連絡先や、かかりつけ医などの情報を
まとめた安心カード作成の支援

〈お問い合わせ〉 福島町役場 町民課福祉グループ ☎47-4682
福島社会福祉協議会 ☎47-2284

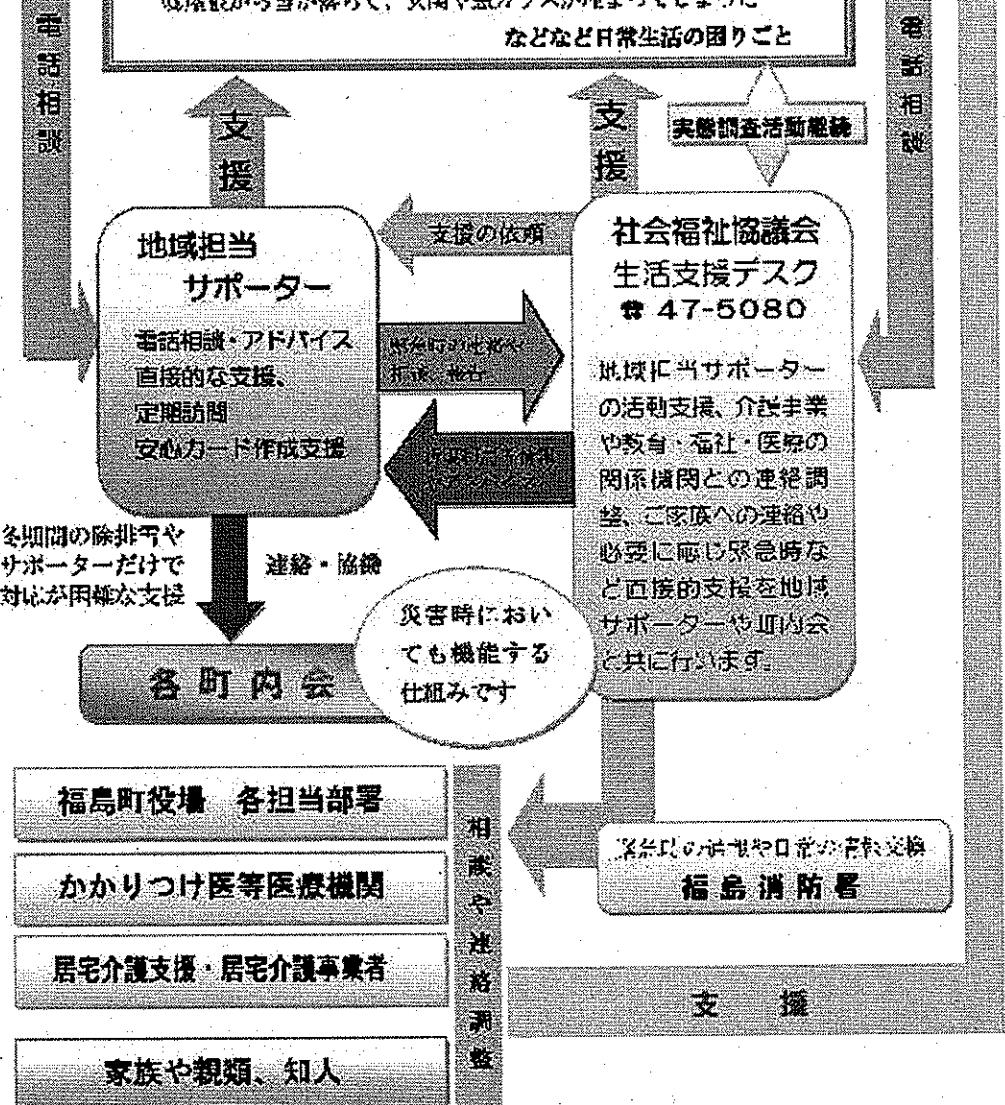
安心生活創造事業

安心生活サポート事業のイメージ

利用者(登録制)

《日常的な相談》

歩道便が足いたけど、何が書かれているのかよくわからない
傘虫球が切れたんだけど自分で取り替えられない
玄関から物を降ろしたいが上げたいが重くて大きくて困っている
心ちょっと心配なことがあるんだけど、話を聞いてほしい
身体調が悪くて家事や買い物ができなくなり困っている
外屋根から雪が落ちて、玄関や窓ガラスが壊しまった
などなど日常生活の困りごと



【安心生活サポート事業】

実態調査により、日常的に「健康」や「生活」に関して一人暮らしの不安を感じていて、何か困ったことがあるときに町内には子供さんや兄弟、姉妹など、相談したり援助を頼めるような親族がない人を対象として、定期的訪問や電話での安否の確認、日常生活の相談ごとに対応するサービスです。また必要に応じて、有料になりますが簡単な作業などのお手伝いを行うこともできます。

利用を希望される方は下記の内容を確認されたうえで、別紙の利用登録申込書により福島町社会福祉協議会へ申込ください。

①訪問や電話での安否確認や相談(無料)

週1回「サポーター」と呼ばれる地域のボランティアの方が訪問または電話により、元気に暮らされているか、困っていることがないかなどを確認したり、相談に乗ったりします。

②個別生活サポート(有料)

日常生活で実際に困っている次のような簡易なことを有料で依頼することができます。(1回300円、月4回上限)

- ア・電球の取換えや脚立を使用するような高所の作業
- イ・役所などからの書類の内容確認や連絡、提出の代行
- ウ・粗大ゴミなどの大きく重いゴミだし作業
- エ・重い荷物の移動や整理など
- オ・多雪降雪時や落雪後の除雪

(町内会単位の除雪サービスですので、この分は無料です)

※除雪については、これまで同様町内会にお願いすることになりますが、大雪や屋根からの落雪などで、ご自分では困難な場合に限ります。
また、今すぐ来てほしいという要望にお答えできないこともあります。

③安心カードの作成(無料)

ご希望により、緊急時に必要な「かかりつけ医」や「飲んでいる薬」、親類等連絡先の情報をまとめて記録した安心カードを作成(社協職員がお手伝い)いたします。

「安心生活サポート事業」利用登録申込書

《内容確認と同意》

- ①登録することにより、担当となるサポーターが定期的に自宅を訪問することや電話することに同意します。
- ②社会福祉協議会が管理する登録者名簿により、それぞれ担当となる地域のサポーターや町内会に対して氏名、住所、生年月日等最低限必要な情報を提供することに同意します。
- ③緊急時や災害の発生時には登録者名簿並びに「安心カード」を作成した場合は安心カードに記載されている「かかりつけ医」や「疾患」「服薬状況」等の医療情報及び家族や親類等の連絡先情報について福島町役場関係部署、福島消防署その他災害救援組織等に提供することに同意します。

私は、上記の①から③の各項目について福島町社会福祉協議会より内容説明を受け、これを十分に理解、同意したうえで、「安心生活サポート事業」利用者として登録をいたします。

社会福祉法人
福島町社会福祉協議会長 様

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

市町村名	東川町（上川総合振興局）	担当課名	保健福祉課
人口 (H22.10.1現在) A	7,838人	うち65歳以上 B	2,165人 割合 B/A 27.6%
事業名	安心生活創造事業（地域福祉推進協議会）		
事業内容	(開始年度 平成21年度) 社会福祉協議会・地域包括支援センター等と連携し、一人暮らしの方や障がいのある方が地域で安心して暮らせるための基盤支援として、見守り・買物支援を実施。		
事業実施者	市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人・NPO法人等		

地域福祉推進協議会及び推進本部の役割

「一人暮らしの高齢者等」が、住み慣れた地域（自宅）で安心して暮らせるよう、関係機関、団体等と協働・連携しながら支援を行う。

「一人暮らしの高齢者

- ◆ 一人暮らし高齢者・障害者世帯
- ◆ 高齢者・障害者夫婦世帯
- ◆ 日中一人暮らしの高齢者・障害者など

「見守

「買物支

地域福祉推進本部

- ◆ 支援を必要とする人々とニーズを把握する。
- ◆ 支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる。
(訪問活動を行う「訪問員」を配置し、住民や民生委員の活動と協働して、もれなくカバーする。)

協働・連携

地域福祉推進協議会

東
川
町

東
川
旭
川
駐
在
所
警
察

東
川
郵
便
局

東
川
町
農
業
協
同
組
合

東
川
町
商
工
会

東
川
町
社
會
福
祉
協
議
會

東
川
童
委
員
協
生
議
委
員
會

東
川
消
防
團

東
川
町
赤
十
字
奉
仕
團

東
川
町
防
犯
協
會

東
川
町
消
費
者
協
會

各
地
域
自
治
振
興
會

ボ
ラン
ティ
ア
組
織
等

東川町地域福祉推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障害を持つ人々（以下「高齢者等」という。）が安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、東川町地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することを目的とする。

(協議会の業務)

第2条 協議会は、前条の目的達成のため次の業務を行うものとする。

- (1) 行政、社会福祉関係団体及び地域住民等の連絡調整に関する事。
- (2) 高齢者等の生活実態及び生活支援ニーズを把握すること。
- (3) 高齢者等の生活支援体制を整備し実施すること。
- (4) 高齢者等に対するボランティア活動の醸成及び育成に関する事。
- (5) その他、高齢者等の生活支援に関する事。

(協議会の構成団体等)

第3条 協議会の構成団体は、東川町、旭川東警察署東川駐在所、東川郵便局、東川町農業協同組合、東川町商工会、東川町社会福祉協議会、東川町民生委員児童委員協議会、東川消防団、東川町赤十字奉仕団、東川町防犯協会、東川町消費者協会、地域自治振興会及びその他必要な団体をもって組織する。

- 2 前条の業務を遂行するために、前項の各団体からそれぞれ1名の協議会委員を選出するものとする。
- 3 前項の協議会委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の協議会委員は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会委員の中から選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、協議会の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 協議会の議事は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に協議会委員以外の者に対して資

料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、説明及び助言を求めることがある。

- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

(推進本部)

第6条 第2条各号に掲げる事項について、専門的に調査・検討及び実施するため、推進本部を置く。

- 2 前項の推進本部の委員は、協議会の構成団体からそれぞれ1名以上選出するものとする。
- 3 前項の推進本部の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の推進本部委員は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、東川町保健福祉課内に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月22日から施行する。

市町村名	剣淵町（上川総合振興局）	担当課名	健康福祉課
人口 (H22. 10. 1現在) A	3,676 人	うち65歳以上 B	1,232 人 割合 B/A 33.5%
事業名	小地域ネットワークづくり		
事業内容	(開始年度 - 年度) 社会福祉協議会に委託し、各自治会の福祉委員に高齢者世帯等の見守りを実施		
事業実施者	市町村（委託先：社会福祉協議会）		

剣淵町小地域ネットワーク事業

ひとりの不幸も見のがさない 住み良い地域社会づくり

小地域ネットワーク活動のしおり

1 小地域ネットワーク活動とは

- ① 自治会ネットワークの働き
- ② ネットワークの活動形態
- ③ 要援護者の実態と援護活動
- ④ フライバシーの問題
- ⑤ 守るべき事項と避けるべき事項
- ⑥ 異変に気付いたとき

2 自治会ネットワークづくり事業の流れ

3 ネットワーク活動のメニュー

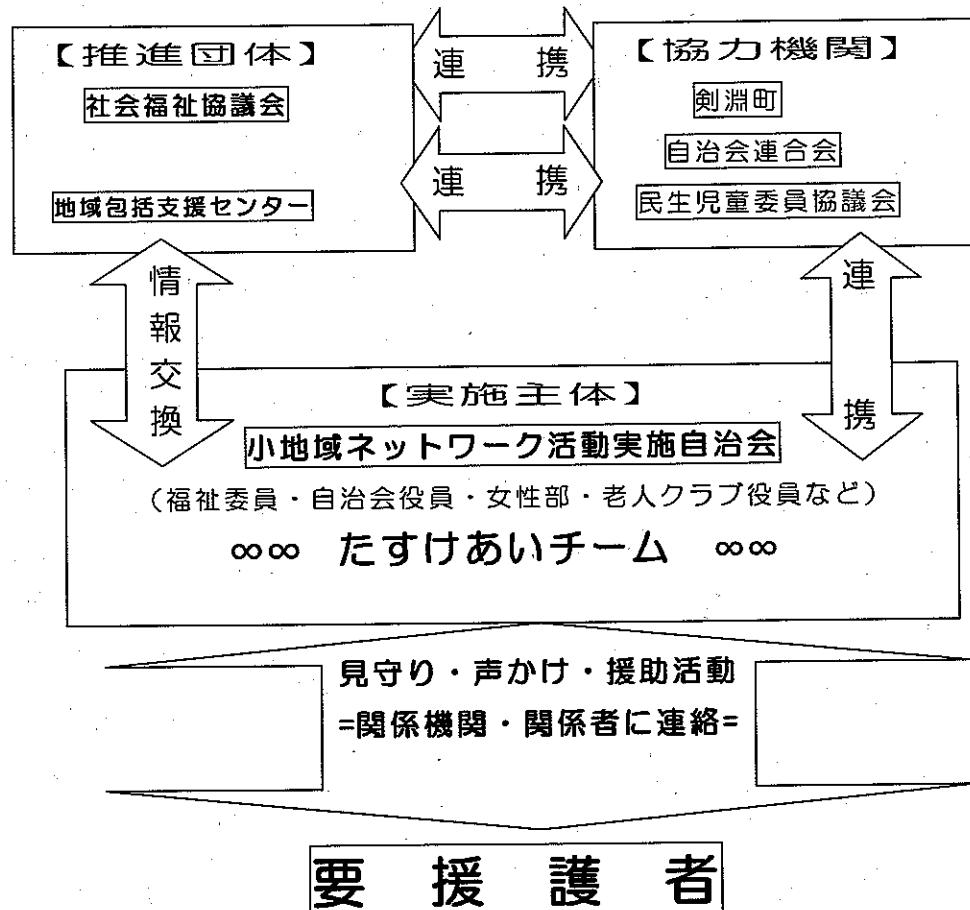


1 小地域ネットワーク活動とは？

「小地域ネットワーク」とは、少子高齢化や過疎化現象により、一人暮らしや老人世帯が多くなり、加えて離農や廃業などによる転出世帯が増えていることから、近隣関係が希薄化しており、その結果ひとり暮らしの高齢者の孤独死や災害時の応急体制など、行政だけでは解決できない地域の福祉問題となっています。

そこで、これらのことと地域の課題として取り上げ、地域全体が連携してお互いに助け合い、子供から高齢者までが住み慣れた地域で「安心して安全に暮らせる地域社会創り」を目指す活動です。

自治会ネットワーク活動の仕組み



自治会ネットワークの働き

この活動には、「ニーズを発見する機能」と

「助け合いをする機能」の2つの機能があります。

日常的に見守りの必要な方々を福祉委員・自治会の役員や民生児童委員などが中心となって、気がついたこと、また困っていること等を把握してニーズを発見して必要なサービスを提供できるチームをつくる機能です。

いわゆる

「たすけあいチーム」です。

「たすけあいチーム」が中心となり、訪問・声かけ運動、いわゆる「安否確認」をネットワークで組織的・継続的に行う機能です。組織が充実し、活動が活発化した段階では、例えば、外出・通院などの付き添い、簡単な家事援助、日常生活の支援へと発展させることも可能です。

その自治会で対応可能なものから取り組みを開始しネットワークが定着したら順次新たな取り組みへと発展させるのがよいでしょう。

ネットワークの活動形態

夫々の自治会の状況・要援護者の状況により異なります。

地域によっては、

要援護者によっては、

- ① 地域面積がちがう。
- ② 世帯数・人口・要援護者が多い。
- ③ 新・旧世帯が混在している。
- ④ 自治会の歴史的な背景がある。

- ① 毎月の見守り活動や援護が必要。
- ② 月数回の見守りで充分。など 様々です。

自治会の状況、要援護者も異なりますので、夫々の状況に応じて柔軟なネットワーク活動の取り組みが必要となるでしょう。

要援護者の実態と援護活動

具体的にネットワーク活動を実施するためには、事前に対象者の理解と協力を得ることが必要です。

対象者によっては、他人に自分の生活を覗かれることを嫌がったり、他人と接触することを苦手にする人もいます。

このような場合、無理をせず外部から「見守りや安否確認」等を行います。

具体的には、

- ①昼になんでもカーテンが閉っている??
- ②夜、部屋に灯りが点かない??
- ③煙突から煙が出ていない??
- ④郵便物が取り込まれていない??

など注意深く

見守ります。

また、日頃から親しくしている人がいれば、その人を通して時間かけてネットワーク活動の趣旨を理解してもらうよう働きかけるのも1つの方法でしょう。

プライバシーの問題

ネットワーク活動を行う上で最も注意すべきは、プライバシー問題です。

1. 問題解決に必要な情報は、必要な人にのみ、必要な情報のみをつたえることを徹底すること。
2. ネットワーク活動に係わる人は、知り得た情報を問題解決にのみ活用し、他に漏らさないことを徹底すること。

この2つの最低限のルールを守ることで、お互いの信頼関係をより強くすることにつながります。

活動の中で様々な情報が提供されます。

1. 訪問時に、本人から提供される情報
2. 調査等によって把握される情報
3. 家族、親族によって提供される情報
4. 近隣、知人等からもたらされる情報
5. 他の活動を通じて得られる情報

これらの情報により先入観を招いたり、偏見を持つ虞があり、近隣に噂をまいたりすることだけでなく、要援護者である本人の不信感、反発、ひいては人間関係の崩壊を招くことも考えられます。

ネットワーク活動で知り得た情報は、「私的情報」としての扱いを避け、ネットワーク活動だけに共有することが原則です。

絶対に守ってほしい事項

プライバシーを守ること

要援護者の日常生活の問題
点、人間関係、相談ごとの内容などについて、他の人に漏らしてはいけません。

避けるべき事項

次のことは避けましょう。

1. 金銭問題に関すること。
2. 人間関係に関すること。
3. 家・土地等の問題に関すること。
4. 異変に気付いたとき、一人で要援護者宅に入ること。

異変に気づいた時は、

① 自治会役員に連絡し、必要により親族等に連絡する。

……社会福祉協議会 Tel(34)3922・にもご一報ください。……

② 警察・消防(救急)への連絡。【緊急の場合は、近所の方の協力を得て、要保護者宅に入る。決して一人では行動しないようにしましょう。】

2 自治会ネットワークづくり事業の流れ

—自治会ネットワーク事業を進める場合—

1) 自治会の福祉問題を発見

- ① 自治会で懇談会等を開催し、要援護者となり得る人の問題を取り上げ話し合う。
- ② 自治会に福祉部等を作り、問題発見をする役割を持つ人を配置する。
- ③ 簡単なアンケート等を実施し、問題を把握するのも一つの方法です。
- ④ 関係機関(地域包括支援センター等)の職員と懇談し、意見を聞きます。
- ⑤ 担当民生児童委員・自治会役員と連携し、要援護者の発見と状況把握に努めます。

2) 福祉台帳を活用し、問題を整理

いくつかの発見した福祉問題を福祉台帳などを利用し整理する。また、要援護者を訪問したときの状況を的確に記録し保存します。

福祉台帳は要援護者のプライバシーに関わるので、保管、取り扱いは慎重に関係者のみが把握できるようにする。

3) 対象者を選定

- ① 対象となる人と関わっている関係者ができるだけ集まる。
- ② 客観的に状況を把握する。
- ③ 緊急性を考慮しながら決定する。

4) 援助計画の作成

- ① 対象者が決定したら、どんな取り組みを誰がいつ進めるか、また、当事者の了解を得ることを原則とする。
- ② 日々、対象者の状況が変化することを予測し、対象者についての情報をできるだけ正確に把握し、関わっている方々が共有化する。

5) 助け合いチームの組織化

援助計画が完成したら、「助け合いチーム」づくりに着手します。「助け合いチーム」は、2~5人程度で構成し、要援護者を各チームが分担して活動を展開します。

6) 助け合いチーム会議の開催

活動が定着したら、チームの代表者・自治会の関係役員・民生児童委員等で定期的に会議を開催する。この会議は、情報交換の場、事例研究の場にもなります。

3 ネットワーク活動のメニュー

基　本　事　業	
訪問・声かけ活動	助け合いチームによる日常の安否確認など

選　択　事　業	
食事会・お茶会	会館・センター等を活用して要援護者を招いて食事などの提供を行う活動
自治会行事招待	観桜会・観楓会などの自治会行事に招待し、情報収集やニーズを把握する。
除雪ボランティア活動	あらかじめ自治会で選定し実施する。
家事・買物等生活支援	日常あまり外出できない要援護者の生活支援
自立支援・介護予防事業	保健師・介護職員等による教室の開催 (健康福祉課又は社会福祉協議会にご相談ください。)
その他	自治会の特性を生かした事業 (例、世代間交流など)

小地域ネットワーク事業事例

A 自治会役員と対象者宅訪問

- ◎ 役員の挨拶を兼ね・心配ごと相談
- ◎ 役員と記念品を持参し、自宅訪問安否確認

B 自治会交流会へ招待

- ◎ 自治会敬老会
- ◎ 自治会ジンギスカンパーティ
- ◎ 自治会観桜会・観楓会

C 小地域ネットワーク事業

- ◎ 風食会・そば打ち会・ゲーム大会
- ◎ 手打ちそばと餅つきの集い

市町村名	下川町（上川総合振興局）	担当課名	健康福祉課
人口 (H22.10.1現在) A	3,698人	うち65歳以上 B	1,376人 割合 B/A
事業名	安心・支え合いネットワーク		
事業内容	(開始年度 18 年度) 高齢者が地域で生活を送れるよう支援の必要とする人を早期に発見し相談・対応を行う。		
事業実施者	市町村		

安心・支え合いネットワークについて

「誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して」

安全・安心なまちづくり

困っている人を
早く発見する

困ったときに
相談にのる

困ったことに
対応する

困らないように
支え合う

- いつも散歩していたのに見かけなくなった
- 戻間なのに、カーテンが閉まりっ放しになっている
- 回観板を回したときの様子がおかしかった

- 話し相手がなく、寂しい。
- 介護保険はどう利用したらいいのか、わからない。
- 介護に限界を感じている。

- 隣近所、地域の助け合いチームやボランティア等による声かけ、見守りを実施。
- ネットワーク間で連携を取り、サービス等を支援する。

- お互いにあいさつや声かける。
- 閉じこもらないような交流の場を作っていく。
- 市民一人ひとりの連帯意識を高め、安心して住み続けるまちづくりを進める。

できるだけ
自立した生活

心配ごとの
相談

病気の
予防や治療

権利擁護

生きがい活動
の継続

寝たきり予防
ボケ予防

高齢者がいきいきとした自分らしい生活

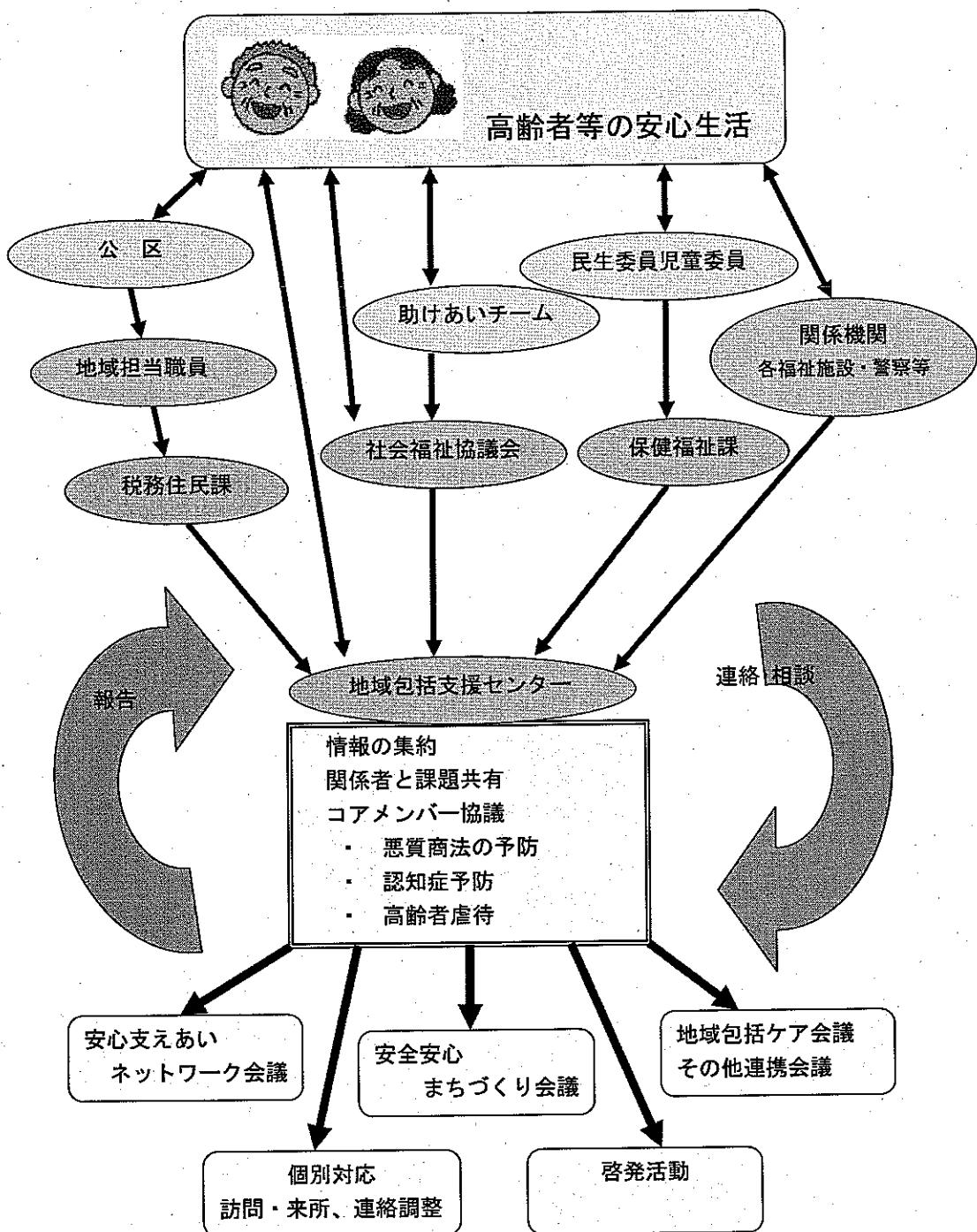
身近な地域活動

家族、親戚、隣人、知人、民生委員、保健推進員、公区役員、助け合いチーム、ボランティアなど
声かけ、相談、自主活動など

町の地域活動

保健・医療・福祉・介護の関係機関等や関係者、地域担当職員、警察、信金、郵便局、商店など
見守り、相談支援、ネットワークづくりなど

安心支えあいネットワークの流れ

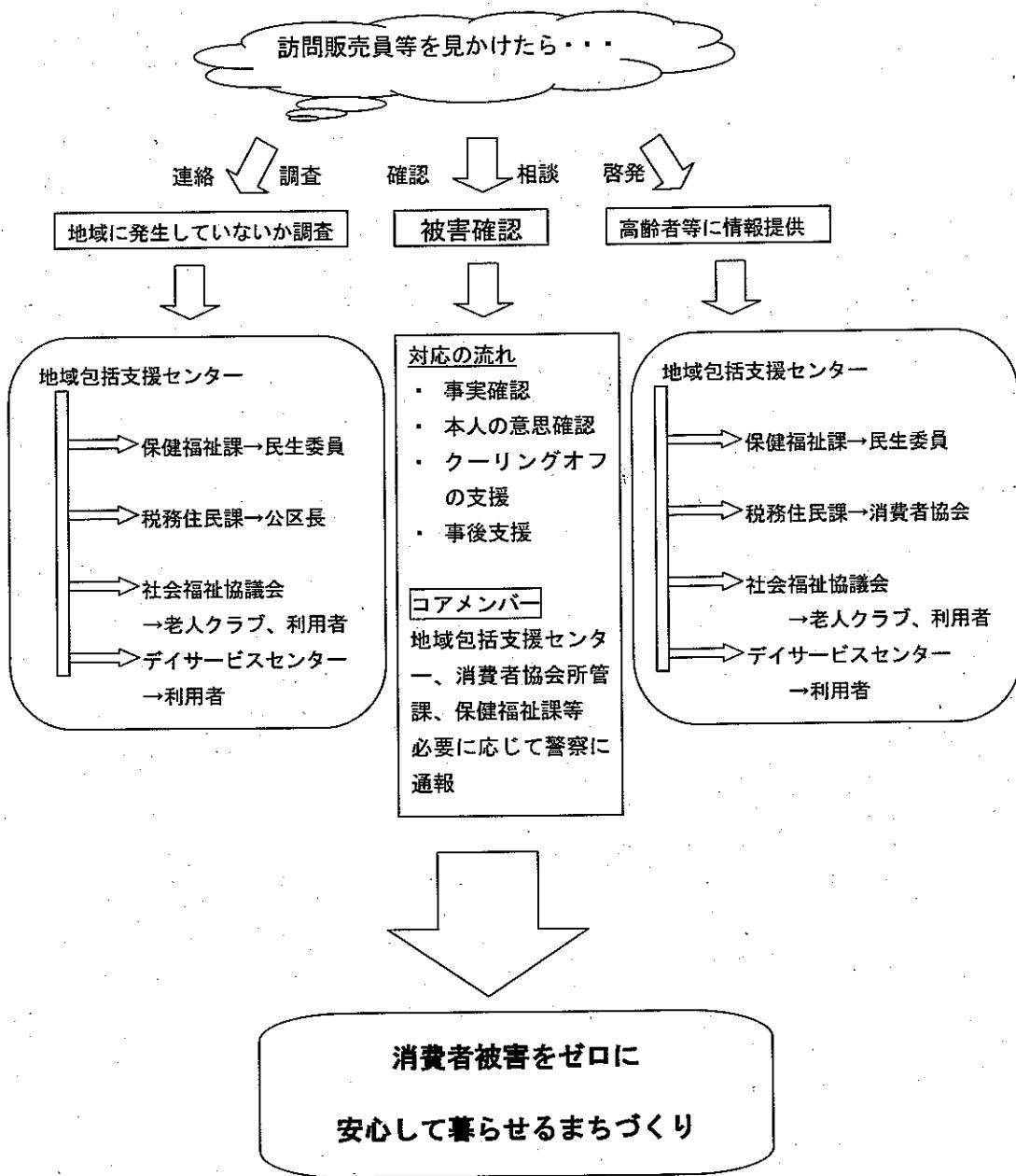


○連絡支援体制

(1) 消費者被害防止

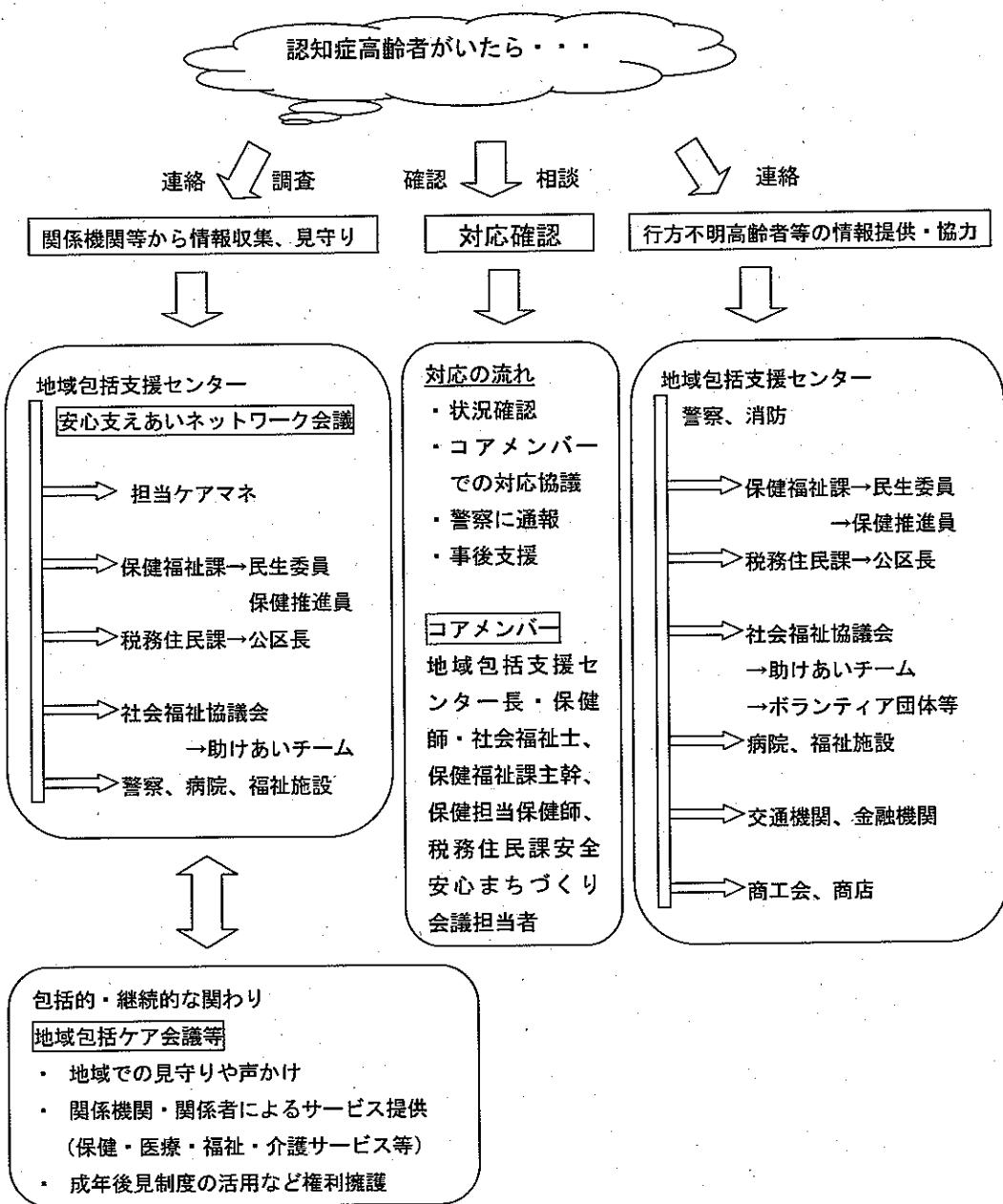
消費者被害に関する啓発活動を普段より実施する。

連絡網等により消費者被害を未然に防ぐ。また、早期解決を図る。



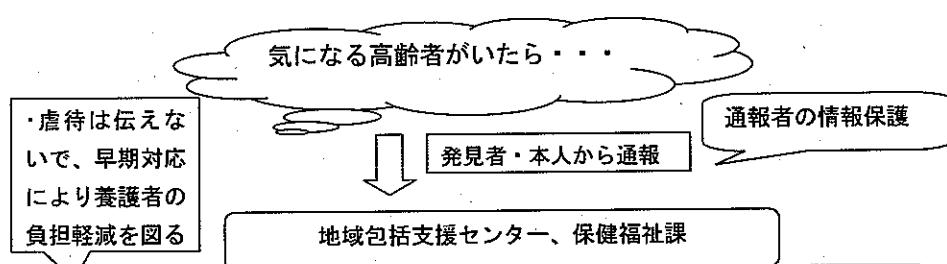
(2) 認知症高齢者見守りネットワーク

- ・ネットワーク会議の開催により、徘徊等の恐れのある認知症高齢者に対しての見守り支援の確認
- ・啓発活動の実施：公区・助け合いチーム・地域担当職員等への研修会等の開催
- ・関係機関等への協力依頼
- ・認知症高齢者家族に対するネットワークの周知・支援



(3) 高齢者虐待防止見守りネットワーク（在宅者）

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律」に基づき実施。高齢者の虐待防止と養護者への支援を目的とする。
- 啓発活動の実施：公区・助け合いチーム・地域担当職員等への啓発活動（虐待の自覚や意思は問わない。証拠や根拠は必要なく「思われる」で通報。通報者の情報は保護される。通報義務は守秘義務に勝る等）

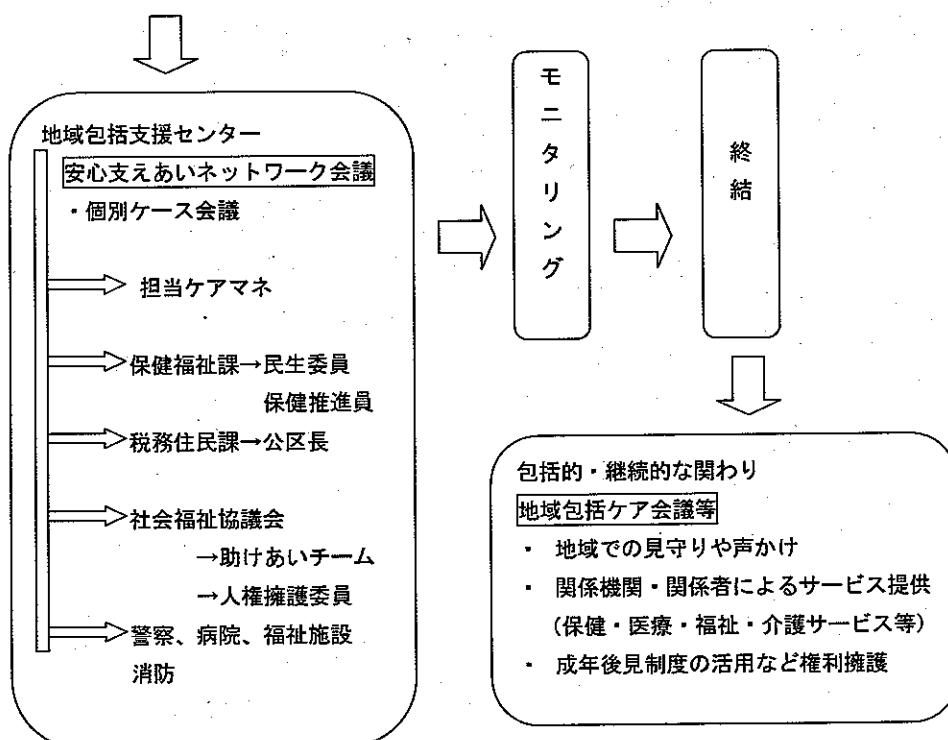


対応の流れ

事実確認・コアメンバーでの協議（虐待の有無）・当面の対応方針の検討（緊急性の判断、措置の要否）・支援計画（役割分担）・必要に応じ立入調査（警察に協力要請）

コアメンバー

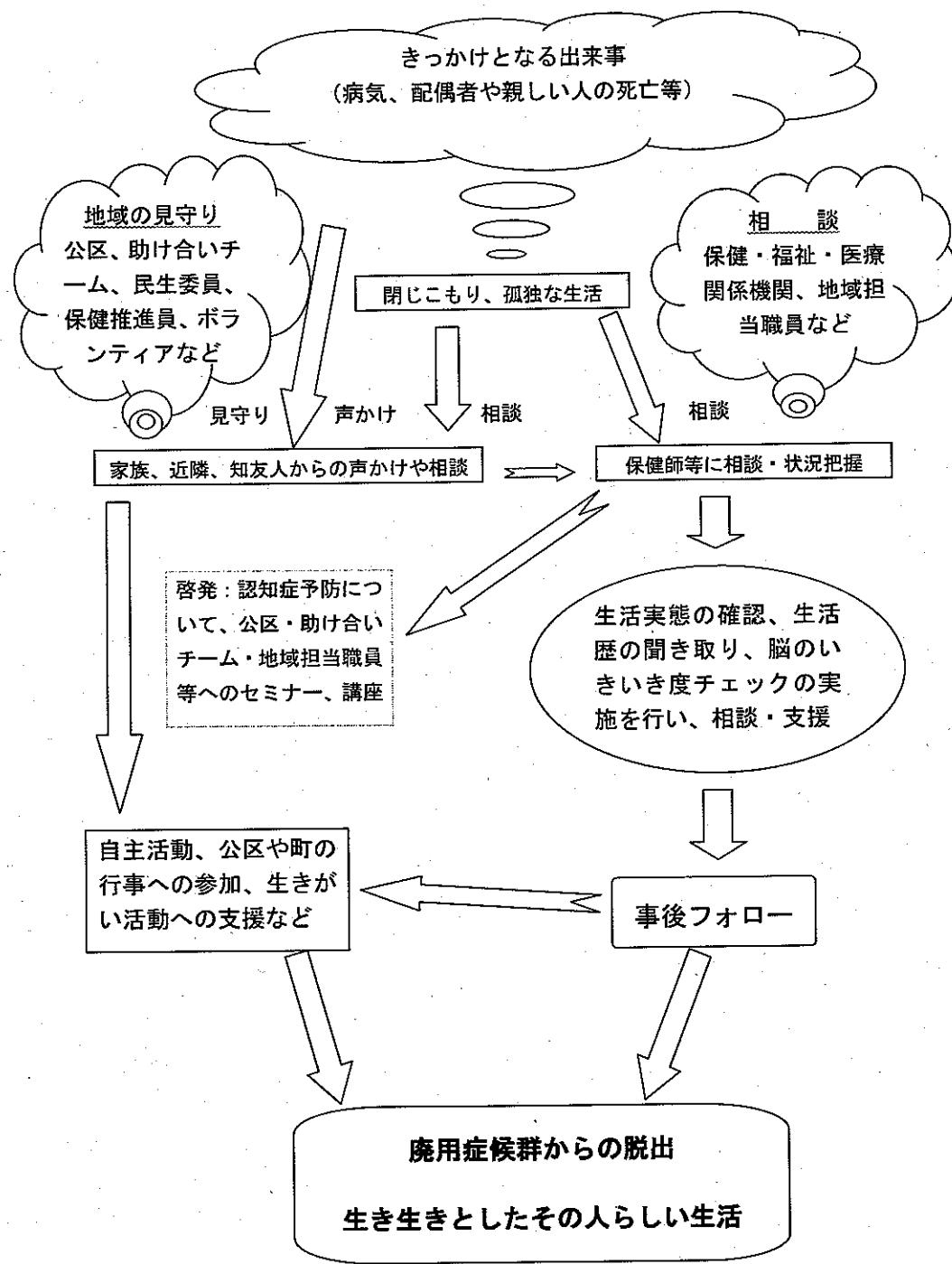
保健福祉課長、保健福祉課主幹、保健担当保健師、地域包括支援センター保健師・社会福祉士、必要に応じて担当ケアマネなど



(4) 認知症予防

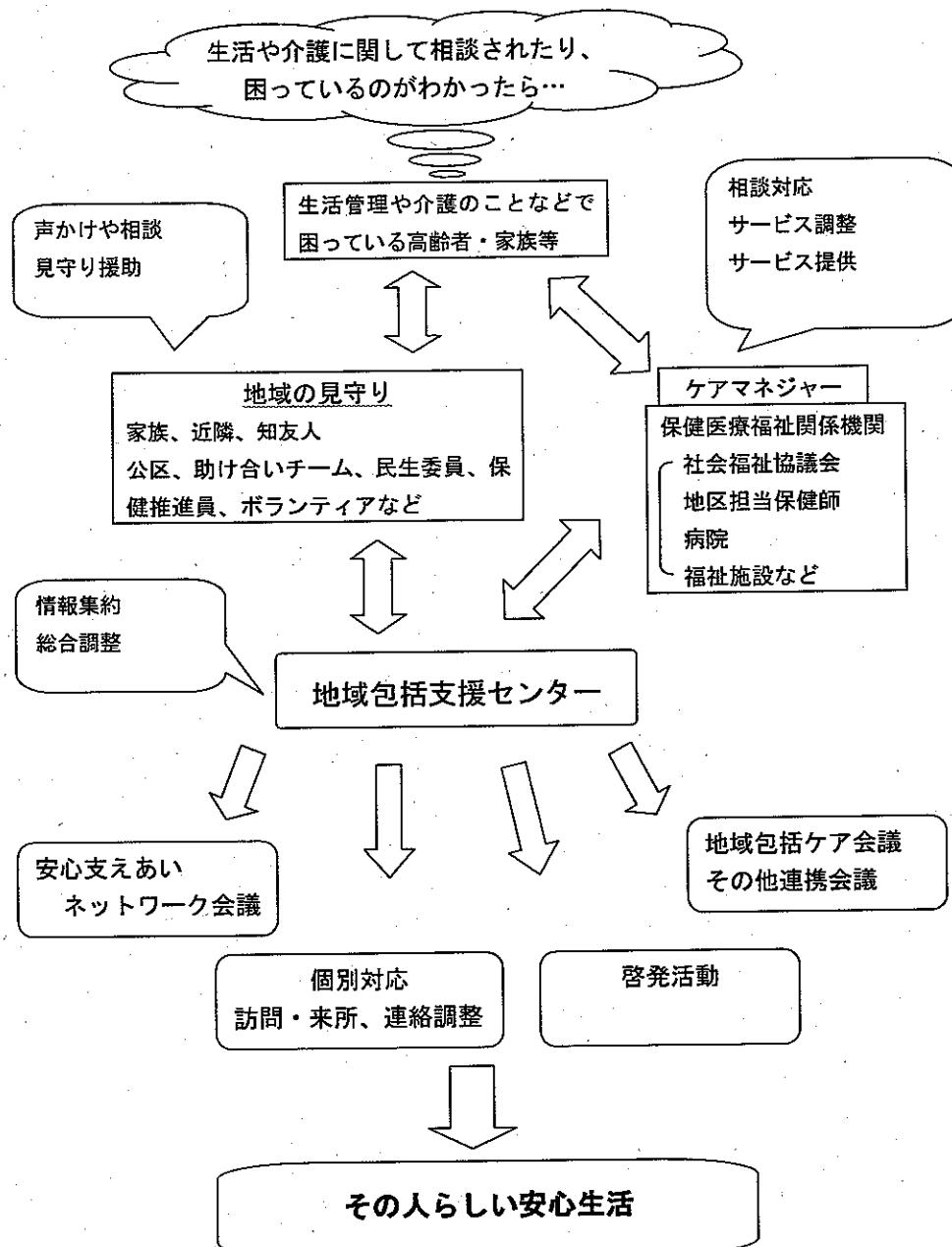
認知症予防に関する啓発活動を普段より実施する。

認知症の早期発見。



(5) 生活見守りネットワーク

相談連絡支援体制の関係者への周知。



○下川町安心支えあいネットワーク設置規程

(平成20年5月20日訓令第21号)

(目的)

第1条 下川町安全・安心まちづくり会議設置要綱(平成20年下川町訓令第17号の1、以下「安全・安心会議」という。)の規定に基づき、下川町における犯罪や事故を未然に防ぎ、高齢者及び障害者(以下「高齢者等」という。)が安全で安心な暮らしが続けられるよう、地域で見守るネットワーク(以下「安心支えあいネットワーク」という。)を構築し、安全・安心な地域づくりを目指す。

(活動)

第2条 安心支えあいネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 高齢者等を消費者被害等から守る活動
- (2) 高齢者等を認知症の発症から守る活動
- (3) その他地域の連携及び支援等に関する活動

(組織)

第3条 安心支えあいネットワークは、安全・安心会議役員構成団体のうち高齢者等に関する団体、下川町地域包括ケア会議設置要綱(平成19年下川町訓令第11号)に規定する組織、各公区ボランティア団体等及び地域担当職員とする。

(会議)

第4条 第2条各号に規定する活動に関し、必要に応じて安心支えあいネットワーク会議を開催するものとする。

2 目的達成のため必要あるときは、第3条に規定する組織以外の者を出席させることができる。

(研修)

第5条 安心支えあいネットワークの資質の向上のため研修を行う。

(庶務)

第6条 安心支えあいネットワークに関する庶務は、下川町地域包括支援センターが行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。